

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ北加須店

埼玉県加須市柳生字新田三百二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該地域住民への、好ましくない影響（交通量や騒音の増大など）について、充分に対策を検討し、地域の生活環境の保護に努めていただきたい。
- (2) 建設工事にあたって、騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の届け出や加須市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱に基づく手続きを適正に行っていたいただきたい。
- (3) 騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること（特に住宅近くに設置される騒音・振動発生源について、十分な対策を願いたい）。
- (4) 一般車両に対するアイドリングストップの周知、前向き駐車への励行、クラクション抑制を促す措置を図っていただきたい。
- (5) 荷捌き車両に対するアイドリングストップ・夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ること。
- (6) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮していただきたい。
- (7) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いしたい。
- (8) 青少年の非行防止及び夜間、青少年の溜まり場にならないように、従業員（警備員）による施設内の定期的な巡回並びに声かけをしていただきたい。
- (9) 適正な交通整理員の配置をお願いしたい。特に、県道南側からの来店車両と県道北側への退店車両の交差点（敷地北側・県道上）箇所における安全確保及び交通誘導を行っていただきたい。
- (10) 店舗所在申請地は通学路に指定されている場所であり、北川辺西小学校児

童と北川辺中学校生徒が通行するため、登下校時はもとより、下校後及び土日を含めた休日の児童生徒の通行にも十分配慮するようお願いしたい。

(11) 周辺の農業地域に悪影響を及ぼさないように十分な配慮をしていただいたい。

(12) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として地域経済の活性化に努めていただきたい。

(13) 従業員等を雇用する際には、加須市民の積極的な採用に努めていただいたい。

二 縦覧期間

平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター